

## 業務実績評価及び財務諸表承認等のスケジュール

項目	時期	実施内容
業務実績報告書、財務諸表の作成・提出	6月29日	・法人が業務実績報告書、財務諸表を作成し、県に提出
第10回評価委員会 (法人ヒアリング)	7月25日	・法人が業務実績報告書、財務諸表を説明 ・委員による質疑、委員間の意見交換
委員の意見提出	8月8日	上記ヒアリングを踏まえて、委員が評価意見を事務局に提出
評価書(案)の修正	8月中旬	上記意見に基づき、事務局が評価書(案)を作成
評価書(案)を法人に提示		
第11回評価委員会 (評価書決定/財務諸表・剰余金繰越承認)	8月22日	以下について、決定/承認を行う ・評価書 ・財務諸表 ・剰余金の繰越し
評価書の確定 (通知/報告/公表)	9月	法人へ通知/知事に報告/公表

※知事は、評価結果・勧告内容を議会に報告する(地独法28条5項)。